埋葬料等 請求書

京都市職員共済組合

組合員（請求者）が記入するところ

組合員の記号・番号	○○○ ― ×××××××	所　属	行財政局人事部厚生課 電話　075-222-×××××
死亡者の氏名	共済　太郎 ○○年○○月○○日生 （組合員（本人）・組合員被扶養者（家族））	死　亡 年月日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
		埋(火)葬 年月日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
死亡の原因	○○病	死亡の場所 （自宅、病院等）	○○総合病院
交通事故等、第三者による行為が死亡の原因であるか		はい・いいえ	
第三者行為が原因である場合は、相手方の住所・氏名	（住所）	（氏名）	

介護保険法による給付を受けていた場合、介護保険被保険者証に記載されている事項を記入してください	被保険者番号	
	保険者番号	
	保険者の名称	

上記のとおり請求します。　○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

（あて先）京都市職員共済組合理事長

住所　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

組合員（請求者）の

氏名　故　共済　太郎　　遺族　共済　花子

事務取扱者
所属の庶務担当者の記名又は押印

組合員が死亡した場合、裏面の「未支給給付金請求書」にも記載してください。

《提出にあたっての注意事項》

1　死亡したことを証明する下記のいずれかの書類を添付し、請求してください。
・市区町村長の埋（火）葬許可証の写し　　・死亡診断書の写し
・死亡者が記載されている戸籍抄本等

2　組合員が死亡した場合は、給付金振込口座申請書（ホームページからダウンロードできます。）に請求者の口座を記載のうえ、併せて添付してください。また、死亡当時に組合員の被扶養者であった者以外の者が請求するときは、「埋葬に要した費用の額に関する証拠書類」（葬祭に関する領収書及び明細書（原本））を併せて添付してください。

3　公務上（通勤途上を含みます。）の事故等による死亡は、原則として埋葬料の給付対象にはなりません。

4　交通事故等、第三者による行為が原因となる死亡について埋葬料等を請求する場合は「第三者行為による傷害事故届」をあわせて御提出ください。

共済組合受付印

＜＜組合員が死亡した場合に記入してください＞＞
「未支給給付とは、受給権者が死亡した場合、その者に支給すべきであった給付金で、まだその者に支給されていない給付金のことです。

未 支 給 給 付 金 請 求 書

受給権者（裏面記載の死亡者）が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときは下記に支給するよう請求します。

○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

請求者	フリガナ	キョウサイ　ハナコ		
	氏名	共済　花子 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日生	死亡者との身分関係	妻
	住所	郵便番号 6 0 4 ― 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地 電話番号 (075) 222 ― ××××		

	金融機関名	種別	口座番号（右づめ）
振込口座	○○ 銀行・農協 金庫・組合 ○○ 支店	普通 普通以外のときは下記に記入してください ( )	1 2 3 4 5 6 7

※ 請求者本人名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字3文字）・預金項目（普通又は貯蓄）・口座番号（数字７けた）を記入してください。

＜＜提出にあたっての注意事項＞＞
遺族の順位（又は遺族がいないこと）及び当該死亡した者の相続人であることを証明するための下記の書類を添付してください。

- 戸籍（除籍）の全部事項証明書（謄本）又は戸籍（除籍）の個人事項証明書（抄本）
- その他必要な書類